

平成21年度の
介護保険料について

平成21年度の介護保険料は表のとおりです。

保険料の徴収方法

・特別徴収

- ▼対象Ⅱ国民年金・厚生年金・共済年金のうち、老齢年金・退職年金・障害年金・遺族年金を年額18万円以上受給されている方(恩給は対象外)
- ▼方法Ⅱ年金からの天引き

・普通徴収

▼対象Ⅱ特別徴収の対象に該当しない方/65歳になったばかりの方/田

所得段階別の介護保険料

所得段階	対象者	月額	年額
第1段階	生活保護等受給者または市民税非課税世帯で、老齢福祉年金受給者	1,718円	20,600円
第2段階	市民税非課税世帯で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が年間80万円以下の方	1,718円	20,600円
第3段階	市民税非課税世帯で、第2段階に該当しない方	2,577円	30,900円
第4段階	市民税課税世帯で、本人が非課税であり、課税年金収入額と合計所得金額の合計が年間80万円以下の方	2,748円	33,000円
第5段階(基準額)	市民税課税世帯で、本人が非課税であり、第4段階に該当しない方	3,436円	41,200円
第6段階	市民税課税者で、合計所得金額が125万円未満の方	3,779円	45,400円
第7段階	市民税課税者で、合計所得金額が125万円以上200万円未満の方	4,295円	51,500円
第8段階	市民税課税者で、合計所得金額が200万円以上の方	5,154円	61,800円

文化ホール事業を
応援します

平成22年3月までに市内の文化ホールで開催するコンサート、演劇などを支援します。

▼対象Ⅱ市内在住または在勤の3人以上で構成された団体が実施する一般市民を対象とした文化ホール事業

原市に転入したばかりの方 ▼方法Ⅱ市から発送(4月・6月・8月・10月・12月・平成22年2月)する納付書や口座振替により納付

▼福祉課
☎23局3217 FAX23局3545

(500円以上の入場料を徴収し、

200人以上の入場者を見込めるも

の) ※団体の発表会に類する事業や

営利目的の事業は除きます ▼支援

内容Ⅱ文化会館施設使用料および付

属設備・舞台管理委託料の免除、事

業費の補助、各文化会館でのチケット

販売、広報活動の援助など ▼支

援額Ⅱ1事業につき20万円以内(補

助率1/2) ▼その他Ⅱ詳しくは

お問い合わせください。

▼生涯学習課

☎23局3531 FAX22局3811

愛玩飼養には
許可が必要です

鳴き声を楽しむために国内の野鳥を飼う「愛玩飼養」には、許可が必要です。知事の許可を受けて野鳥を捕獲したうえで、田原市長が発行する「鳥獣飼養登録票」の交付を受ける必要があります。(登録を受ける)と、野鳥には足環が着けられます)

愛玩飼養目的の捕獲許可を受けることができる野鳥は、現在、メジロに限られています。また、飼うことができるメジロは、1世帯につき1羽と決められています。希望される方は、東三河県民事務所環境保全課

お問い合わせください。

▼東三河県民事務所環境保全課

☎(0532)54局5111

FAX(0532)56局5188

▼環境衛生課

☎23局3541 FAX23局0180

ご利用ください
「消費生活相談室」

訪問販売や契約トラブル、悪質商

法など、生活する中で困ったことが

あったら、お気軽にご相談ください。

特に多重債務に関する相談には、相

談員が応えるだけでなく、法律のプ

ロである弁護士や司法書士への相

談方法な

どもアド

バイスし

ます。借

金は解決

できます。

一人で悩

まずご相談ください。

▼日時Ⅱ毎週金曜日 午前10時〜正

午 ▼場所Ⅱ田原福祉センター相談

室、あつみライフランド相談室

▼相談料Ⅱ無料 ▼相談員Ⅱ本多ち

え子、杉原真由美、渡辺ちぐさ、高

橋則子、中川公子

▼商工観光課

☎23局3516 FAX22局3817

